

大阪府後期高齢者医療保険における平成30年度 及び平成31年度の保険料率について

後期高齢者医療制度における保険料率は、高齢者の医療の確保に関する法律等に基づき、2年ごとに改定する仕組みとなっており、大阪府後期高齢者医療広域連合においては、平成30年度及び平成31年度の保険料率について、平成30年2月8日(木)開催の広域連合議会において議決されましたので、情報提供させていただきます。

1 平成30年度及び平成31年度の保険料率

	改定後	現 行	増減額等
被保険者均等割額	51,491円	51,649円	▲158円
所得割率	9.90%	10.41%	▲0.51%
賦課(最高)限度額	62万円	57万円	5万円

(1) 軽減後の一人当たり平均保険料：年額81,027円

(2) 増減額：年額 ▲294円（前2年間の平均保険料実績：81,321円）

(3) 伸び率：▲0.36%

※ 改定後の平均保険料及び伸び率は、政令等軽減後の数値で算出。

2 保険料算定経過

- ・ 高齢化の進展や医療の高度化、予定されている消費税増税の影響等により、医療給付費の増加が見込まれたところですが、診療報酬マイナス改定の影響や、医療給付費の直近実績を反映させ、さらに、平成29年度の財政収支の精査により見込まれる剰余金140億円を活用することにより、保険料の増加抑制を図りました。
- ・ また、国基準の改正に伴い、受益と負担の関連、被保険者の納付意識への影響、中間所得層の負担のバランス等を考慮し、保険料の賦課限度額を現行の57万円から62万円に改定しました。
- ・ あわせて、低所得者に対する保険料均等割額の軽減措置の対象となる世帯の軽減判定所得について、国の基準が改正されたことに伴い、5割を軽減する基準については、被保険者数に乗ずる金額を現行の27万円から27万5千円に、また2割を軽減する基準については、被保険者数に乗ずる金額を現行の49万円から50万円に見直すこととしました。

○ 後期高齢者医療制度の概要と保険料

- ・後期高齢者医療制度は、高齢化に伴う医療費の増大が見込まれる中で、高齢世代と若年世代の負担の明確化等を図る観点から、75歳以上の高齢者等を対象とする医療制度として、平成20年4月から施行されました。
- ・後期高齢者医療制度の保険料は、被保険者全員が等しくご負担いただく「被保険者均等割額」と、所得に応じてご負担いただく「所得割額」で構成され、被保険者一人ひとりに対して賦課されます。
- ・所得の低い方等には、以下の保険料の軽減措置等が適用されます。
 - ① 被保険者均等割額の軽減措置
世帯の所得水準に応じ、9割・8.5割・5割・2割軽減。
 - ② 会社の健康保険などの被扶養者であった方（元被扶養者）の軽減措置
所得割額を賦課しない。
- ・保険料軽減特例措置の見直し
将来にわたって持続可能な医療制度にしていくことを目的とし、国より、平成28年度まで一部の方に適用されていた保険料に係る「特例措置」を、平成29年度から段階的に見直すこととなりました。

区分	～平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
元被扶養者均等割軽減	9割軽減	7割軽減	5割軽減	資格取得後2年間に限って5割軽減
一定所得者所得割軽減	5割軽減	2割軽減	軽減なし	

○ 所得階層別の年間保険料算定例

- ・別紙のとおり（単身世帯及び夫婦二人世帯、収入は年金のみの場合）。
- ・年金収入額の区分は、現行の被保険者均等割額の軽減割合区分の上限等で作成。（例えば、年金収入額が80万円以下の場合、被保険者均等割額が9割軽減。9割軽減は被保険者の約25%が該当）
- ・上段の表が現行保険料、下段の表が改定保険料。最下段に増減額（年額・月額）を表示。

○ これまでの保険料率

	平成20・21年度	平成22・23年度	平成24・25年度	平成26・27年度	平成28・29年度
被保険者均等割額	47,415円	49,036円	51,828円	52,607円	51,649円
所得割率	8.68%	9.34%	10.17%	10.41%	10.41%
賦課(最高)限度額	50万円	50万円	55万円	57万円	57万円

○ 大阪府後期高齢者医療広域連合

- ・府内43市町村で構成
- ・平成30年1月末の被保険者数：1,091,312人
- ・事務所：大阪府中央区常盤町1丁目3番8号 中央大通FNビル8階

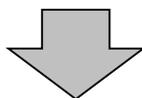
(参考) 年間保険料額

(1) 単身世帯(収入は年金のみ)の場合

平成29年度

被保険者均等割額=51,649円 所得割率=10.41%

年金収入額		80万円	168万円	195万円	217万円	300万円
所得額	公的年金等控除額(120万円)	0円	48万円	75万円	97万円	180万円
基礎控除後の総所得金額等	基礎控除額(33万円)	0円	15万円	42万円	64万円	147万円
軽減前の所得割額		0円	15,615円	43,722円	66,624円	153,027円
所得割額の軽減割合			2割軽減	2割軽減		
軽減後の所得割額 ①		0円	12,492円	34,977円	66,624円	153,027円
被保険者均等割額の軽減割合		9割軽減	8.5割軽減	5割軽減	2割軽減	
軽減後の被保険者均等割額 ②		5,164円	7,747円	25,824円	41,319円	51,649円
保険料総額(円) ①+②		5,164円	20,239円	60,801円	107,943円	204,676円



単身世帯(収入は年金のみ)の場合

平成30年度

被保険者均等割額=51,491円 所得割率=9.90%

年金収入額		80万円	168万円	195万円	217万円	300万円
所得額	公的年金等控除額(120万円)	0円	48万円	75万円	97万円	180万円
基礎控除後の総所得金額	基礎控除額(33万円)	0円	15万円	42万円	64万円	147万円
所得割額 ①		0円	※14,850円	※41,580円	63,360円	145,530円
被保険者均等割額の軽減割合		9割軽減	8.5割軽減	5割軽減	2割軽減	
軽減後の被保険者均等割額 ②		5,149円	7,723円	25,745円	41,192円	51,491円
保険料総額(円) ①+②		5,149円	22,573円	67,325円	104,552円	197,021円
増減額	年額	▲15円	2,334円	6,524円	▲3,391円	▲7,655円
	(1月当たり)	(▲1円)	(195円)	(544円)	(▲283円)	(▲638円)

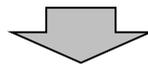
※一定額までの所得に適用されていた所得割の軽減措置は廃止となりました。

(2) 後期高齢者夫婦二人世帯(収入は年金のみ)の場合 平成29年度

被保険者均等割額=51,649円 所得割率=10.41%

●妻の年金収入額78万円は、基礎年金額を例としています。

年金収入額	夫	80万円	168万円	222万円	266万円	300万円
	妻	78万円	78万円	78万円	78万円	78万円
所得額 <small>公的年金等控</small>	夫	0円	48万円	102万円	146万円	180万円
	妻	0円	0円	0円	0円	0円
基礎控除後の 総所得金額等 <small>基礎控除</small>	夫	0円	15万円	69万円	113万円	147万円
	妻	0円	0円	0円	0円	0円
軽減前の 所得割額	夫	0円	15,615円	71,829円	117,633円	153,027円
	妻	0円	0円	0円	0円	0円
所得割額の 軽減割合	夫		2割軽減			
	妻					
軽減後の 所得割額 ①	夫	0円	12,492円	71,829円	117,633円	153,027円
	妻	0円	0円	0円	0円	0円
被保険者均等割額の軽減割合		9割軽減	8.5割軽減	5割軽減	2割軽減	
軽減後の被保険者 均等割額 ②	夫	5,164円	7,747円	25,824円	41,319円	51,649円
	妻	5,164円	7,747円	25,824円	41,319円	51,649円
保険料総額(円) ①+②	夫	5,164円	20,239円	97,653円	158,952円	204,676円
	妻	5,164円	7,747円	25,824円	41,319円	51,649円
	合計	10,328円	27,986円	123,477円	200,271円	256,325円



後期高齢者夫婦二人世帯(収入は年金のみ)の場合 平成30年度

被保険者均等割額=51,491円 所得割率=9.90%

●妻の年金収入額78万円は、基礎年金額を例としています。

年金収入額	夫	80万円	168万円	222万円	266万円	300万円
	妻	78万円	78万円	78万円	78万円	78万円
所得額 <small>公的年金等控</small>	夫	0円	48万円	102万円	146万円	180万円
	妻	0円	0円	0円	0円	0円
基礎控除後の 総所得金額等 <small>基礎控除</small>	夫	0円	15万円	69万円	113万円	147万円
	妻	0円	0円	0円	0円	0円
所得割額 ①	夫	0円	※14,850円	68,310円	111,870円	145,530円
	妻	0円	0円	0円	0円	0円
被保険者均等割額の軽減割合		9割軽減	8.5割軽減	5割軽減	2割軽減	
軽減後の被保険者 均等割額 ②	夫	5,149円	7,723円	25,745円	41,192円	51,491円
	妻	5,149円	7,723円	25,745円	41,192円	51,491円
保険料総額(円) ①+②	夫	5,149円	22,573円	94,055円	153,062円	197,021円
	妻	5,149円	7,723円	25,745円	41,192円	51,491円
	合計	10,298円	30,296円	119,800円	194,254円	248,512円
増減額	年額	▲30円	2,310円	▲3,677円	▲6,017円	▲7,813円
	(1月当たり)	(▲3円)	(193円)	(▲306円)	(▲501円)	(▲651円)

※一定額までの所得に適用されていた所得割の軽減措置は廃止となりました。